

第7章 計画の推進体制及び進行管理

この章では、計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくための方策を示しました。

1 計画の推進体制

(1) 銚田市環境審議会

本計画の進行管理や環境施策に関して、公正かつ専門的な立場から審議を行う「銚田市環境審議会」において、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針等について提言等を行います。

(2) 銚田市環境経済部生活環境課

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、銚田市環境経済部生活環境課を中心として関係部署との緊密な連携のもとに、本計画に掲げる施策の推進及び総合的な調整を図ります。気候変動適応策については、「気候変動適応計画」に沿って関係部局と連携しながら適応策を進めていきます。

また、計画の進行管理、情報収集・情報発信を行います。

(3) 市民・市民団体・事業者

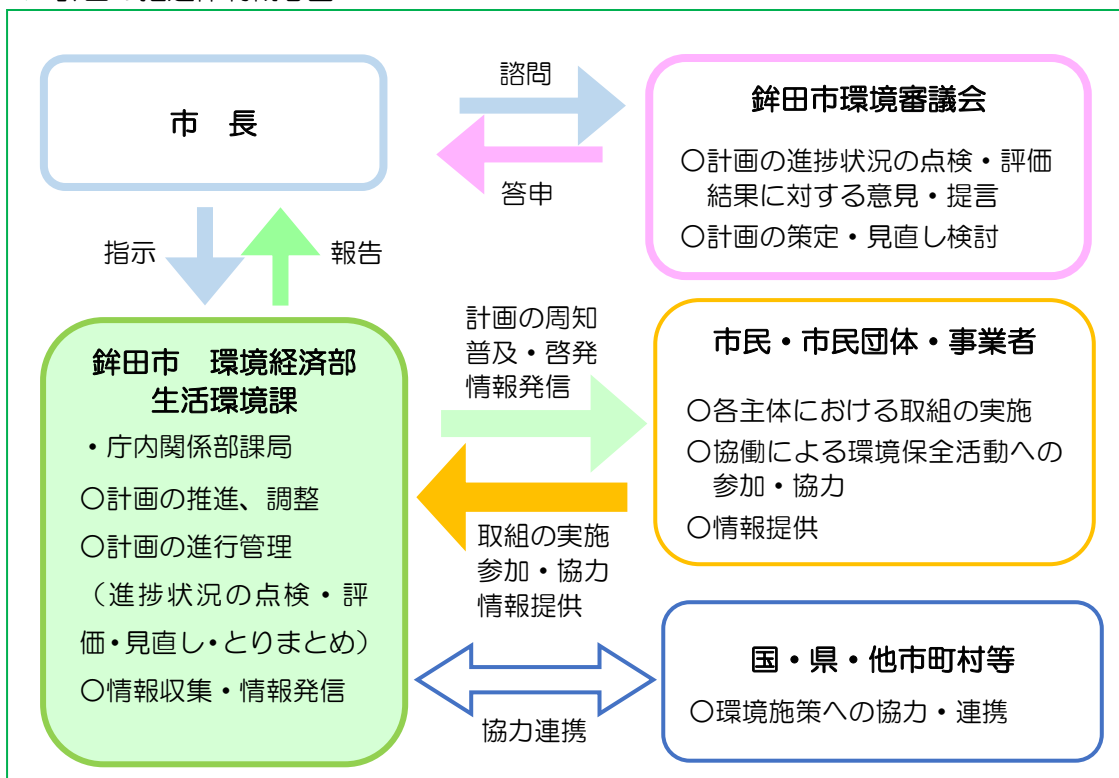
本計画を推進するために、市民及び事業者の取組を可能な範囲で実施します。

また、協働による環境保全活動へ参加または協力するとともに、環境に関わる情報提供に協力します。

(4) 国・県・他市町村等

本計画を推進する上で、広域的課題や地球環境問題等への対応については、国や県及び他市町村等と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取組を推進します。

◆ 計画の推進体制概念図



2 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、継続的な改善を図っていきます。

計画 (Plan)

- 市・市民・事業者等と協働で本計画を策定します。
- 計画を推進するなかで、必要に応じて計画を見直します。

実施 (Do)

- 市は、市民・事業者等へ計画を周知し、環境保全活動の普及・啓発を行います。
- 市・市民・事業者等は、それぞれの立場で計画に掲げる取組を実施します。また、協働による環境保全活動へ参加・協力します。

点検・評価 (Check)

- 本計画の進捗状況などについて、銚田市環境経済部生活環境課で点検・評価を行います。
- 進捗状況の評価結果に対して銚田市環境審議会において意見等をもらいます。

見直し (Action)

- 点検・評価結果等を踏まえ、必要に応じて計画の推進方針や施策内容の見直しを検討し、改善を図ります。

